

総合事業利用までの流れ

65歳以上（第1号被保険者）すべての方

おとしより相談センターへ相談

要介護認定
要支援1・2の方 非該当の方

元気力（生活機能）
チェックの実施

生活機能の低下
がみられた方

自立した生活
が送れる方

おとしより相談センター
によるケアプランの作成

おとしより相談センター
によるケアプランの作成

介護予防サービス
を利用
介護給付

介護予防・生活支援サービス事業
を利用
総合事業

一般介護予防事業
を利用

